

## 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 5 年 7 月 3 1 日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・  
愛東町・湖東町合併協議会  
会 長 中 村 功 一

### 記

- 1 . 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 . 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3 . 職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- 4 . 職員の給与については、新市において職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目No.	7
一般職の職員の身分の取扱いに関する法令			
<p data-bbox="255 443 2051 616">市町村合併が行われた場合、合併関係市町村の法人格が消滅するため一般職員の身分は消滅するが、合併特例法第9条の規定に基づき、合併関係市町村はその協議により、失職する一般職員を合併市町村の一般職員として引き続き身分を保有するように措置しなければならないこととされている。</p> <p data-bbox="255 727 869 767">市町村の合併の特例に関する法律</p> <p data-bbox="255 839 2069 967">第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p data-bbox="360 1007 2069 1094">2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p>			



協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目No .	7
------	-------------------	----------	---

職務分類現況

行政職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
1級	主事、技師	主事補、技師補	主事補、技師補	主事補、技師補	主事補、技師補
2級	主事、技師	主事、技師	主事、技師	主事、技師	主事、技師
3級	主事、技師	主事、技師	主任主事	主事、技師	主任主事、主任技師
4級	主任	主任	主査	主任	主査
5級	主査	主査	係長	主査	係長
6級	係長、副主幹、専門員	主幹	課(局・室)長補佐	課長補佐、専門員	課長補佐、主幹
7級	課長補佐、主幹	副課長	課(局・室)長、参事	課長、参事	課長、参事
8級	課長、次長	課長	主監、課長	課長	課長
9級	部長				

この表は他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

教育職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
1級		園長、教諭	行政職を適用	教諭	行政職を適用
2級	係長、指導主事			教諭	
3級	課長、課長補佐			教諭	
4級	参事、委員会が指定する課長			教諭	

八日市市は派遣職員のみ。(幼稚園教諭は行政職を適用)

医療職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
1表	行政職を適用	医師1～4級	行政職を適用	医師1～4級	医師1～4級
2表					
3表		看護師、保健師1～5級		看護師、理学・作業療養師1～5級	看護師、保健師1～5級

八日市市、五個荘町、愛東町保健師は行政職を適用

技能労務職

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
1級	技能員、労務員	技能職 1級42号 労務職 1級45号	技能職 1級42号 労務職 1級45号	技能職 1級42号 労務職 1級45号	技能職 1級42号 労務職 1級45号
2級	技能主任、労務主任				
3級	技能主査				
4級					

この表は、公用車運転手、労務員、給食調理員に適用される。

協議事項	一般職の職員の身分の取扱いについて	協定項目 No .	7
先進地事例			
<p>兵庫県篠山市</p> <p>( 1 ) 篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>( 2 ) 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>( 3 ) 職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。</p> <p>( 4 ) 給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別表級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保证する。</p> <p>東京都西東京市</p> <p>( 1 ) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>( 2 ) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>( 3 ) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>( 4 ) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保证する。</p> <p>熊本県あさぎり市</p> <p>( 1 ) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>( 2 ) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>( 3 ) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。</p> <p>( 4 ) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。</p> <p>香川県東かがわ市</p> <p>( 1 ) 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</p> <p>( 2 ) 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。</p> <p>( 3 ) 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。</p> <p>( 4 ) 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p>			